令和６年６月 21 日

各都道府県産婦人科医会会長　殿

公益社団法人日本産婦人科医会
会　長　　石渡　勇

「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク･シフト/シェアの推進について」等に関するＱ＆Ａについて

平素から本会の運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて今般、標記内容について、厚生労働省医政局医事課より周知依頼がありました。

関係者にご案内いただくなど、下記概要をはじめとする情報をご活用頂きますよう、よろしくお願いいたします。

＜今回の通知では、以下の内容についてＱ＆Ａが示されています＞

１．血管造影・画像下治療における医師の補助として、カテーテルやガイドワイヤー等を扱う行為について（診療放射線技師・臨床検査技師・臨床工学技士）

２．下部消化管検査のために肛門に挿入したカテーテルを抜去する行為について（診療放射線技師）

＜今回の通知に係る以前の通知等について＞

今回の通知は下記の各種通知等に関するＱ＆Ａとして発出されています

１．診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士の業務範囲

1)「診療放射線技師法施行規則等の一部を改正する省令」（令和３年厚生労働省令第 119 号）

2)「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和３年政令第 202 号）

3)「臨床工学技士法施行令の一部を改正する政令」（令和３年政令 203 号）

4)「臨床検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令等の公布について」（令和３年７月９日付け医政発 0709 第７号厚生労働省医政局長通知）

２．医師から他の医療関係職種へのタスク・シフト/シェアが可能な業務について

1)「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」（令和３年９月 30 日付け医政発 0930 第 16 号厚生労働省医政局長通知）

【通知等一覧】

（資料１）（関係団体宛て）「現行制度の下で実施可能な範囲におけるタスク・シフト/シェアの推進について」等に関するＱ＆Ａについて
（令和６年６月14日厚生労働省医政局医事課事務連絡）